

小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月19日

いわき市

目次

1	業務概要等	1
2	提案金額の上限額	1
3	参加資格要件	1～2
4	スケジュール	2～3
5	実施要領等の入手先及び参考図書の貸出	3
6	質問受付及び回答	3～4
7	参加申込方法	4
8	提案内容及び作成方法	4～5
9	技術提案書の提出方法	5
10	プレゼンテーション及びヒアリング	5～6
11	審査体制及び方法	6
12	契約の締結	6～7
13	留意事項	7
14	問い合わせ先	7
	(別表) 評価基準	8～9

1 業務概要等

- (1) 業務名
小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託
- (2) 業務の目的
国によるGIGAスクール構想の実現に向け、本市小中学校の情報通信ネットワークを整備し、ICT学習環境の充実を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容及び履行期間
別紙仕様書（特記仕様書を含む。以下同じ。）のとおり。
- (4) 受託者選定方式
公募型プロポーザル方式
- (5) 選定方式の採用理由及び導入効果
情報通信ネットワークには、高速性、安定性、セキュリティの確保のほか、構築後の効率的な運用保守が求められるため、ネットワークの整備に当たっては、実績、専門性、技術力等価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある、広く事業者から参加を募集することにより、技術の進歩が速いICT分野において、最新の技術を取り入れた優れた提案が期待できるため。

2 提案金額の上限額

提案する金額の上限額は、次のとおりとする。ただし、この金額は、契約金額を示すものではなく、見積書はこの金額を超えてはならない。

1,237,964,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 参加形態
単体企業又は共同企業体（代表者1者とその他の構成員2者以内）
- (2) 単体企業及び共同企業体の共通要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
 - イ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
 - ウ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
 - エ 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこ

と。

カ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。

キ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。

ク 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しないこと。

(3) 単体企業及び共同企業体代表者の資格要件

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 2 条第 1 項の別表第 1 の上欄に掲げる電気通信工事について、業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 共同企業体代表者以外の構成員の資格要件

業法第 2 条第 1 項の別表第 1 の上欄に掲げる電気通信工事について、業法第 3 条第 1 項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

(5) 技術者要件

ア 業法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、見積書の提出日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを専任で配置すること。なお、共同企業体の場合は、代表者が監理技術者を配置するものとし、各構成員において主任技術者を配置すること。

イ 業法第 26 条第 3 項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、見積書の提出日を基準とし、それ以前に 3 か月以上継続して雇用している者を配置すること。なお、共同企業体の場合、監理技術者等を専任で配置するとは、各構成員において専任で配置するものであること。

(6) 共同企業体の出資割合

ア 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とすること。

イ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、構成員数に応じて、それぞれ次に定める割合以上とすること。

① 構成員 2 者 40 パーセント

② 構成員 3 者 30 パーセント

4 スケジュール

内 容	期間又は期限
募集公告、参加申込及び質問受付開始	令和 2 年 6 月 19 日（金）
参考図書の出借受付期間	令和 2 年 6 月 19 日（金）～7 月 8 日（水）
質問受付期間	令和 2 年 6 月 19 日（金）～6 月 30 日（火）
質問回答予定日	令和 2 年 7 月 3 日（金）
参加申込受付期間	令和 2 年 6 月 19 日（金）～7 月 8 日（水）
参加資格審査結果通知	令和 2 年 7 月 13 日（月）
技術提案書受付期間	令和 2 年 7 月 13 日（月）～8 月 3 日（月）

プレゼンテーション及びヒアリング	令和2年8月5日(水)
審査結果通知	令和2年8月17日(月)
契約予定日	令和2年8月21日(金)

5 実施要領等の入手先及び参考図書の貸出

(1) 実施要領等の入手先

次の資料は、市ホームページ(「事業者の方へ」→「入札・契約」→「その他(入札・契約)」内)からダウンロードすること。

ア 実施要領

イ 仕様書

ウ 様式集(様式1～20)

(2) 参考図書の貸出

参考図書の借用を希望する場合は、定められた期間内に参考図書借用申込書(様式1)を提出すること。なお、参考図書の種類、貸出期間及び貸出・返却場所は次のとおりとする。

ア 参考図書の種類

① いわき市教育ネットワークの構成図

② 施設台帳(学校内の教室等の配置及び平面図)

③ 過去の校内LAN整備工事の図面(保存されている図面のみ)

イ 貸出期間

令和2年6月19日(金)から令和2年8月5日(水)まで

※ プレゼンテーション及びヒアリング時の返却も可能

ウ 貸出・返却場所

「14 問い合わせ先」とする。

6 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和2年6月19日(金)から6月30日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式2)に質問事項等を記入し、代表者印を押印後、質問書をスキャンし、PDF形式に変換したデータを添付ファイルとして送信すること。なお、電子メールの件名及びアドレスは次のとおりとし、必ず電話にて受理確認を行うこと。

ア 電子メールの件名

小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託への質問

イ 電子メールアドレス

gakkoshien@city.iwaki.lg.jp

(3) 質問に対する回答

回答は、参加者の公平を期すため、市公式ホームページにて令和2年7月3日(金)までに公表する。ただし、質問数及び質問内容によっては、公表時期を変更する場合がある。なお、電子メール以外の手段による質問及び受付期間以外の質問は受け付け

ない。また、質問の内容によって、受託者の選定に公平を保つことができないと判断した場合は、これには回答しない。

7 参加申込方法

(1) 受付期間

令和2年6月19日（金）から7月8日（水）午後5時まで

※ 持参する場合の時間は、本市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。（午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式3-1又は3-2）

イ 特定業務委託共同企業体協定書（様式4） ※共同企業体で参加する場合に限る

ウ 事業者概要書（様式5）

エ 配置予定技術者の資格調書（様式6）

オ 同意書（様式7）

カ 委任状（様式8） ※ 本店・支店等間で委任行為がある場合に限る。

キ 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ク 財務書類（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書）※ 直近のもの

ケ 国税の納税証明書 ※ 3か月以内に発行されたもの

コ 市税の納税証明書 ※ 3か月以内に発行されたもの（市内に事業所等がある場合のみ）

※ 令和2年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、オ～コを省略できる。

※ 共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員においても、ウ～コを提出すること。ただし、令和2年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている場合はオ～コを省略できる。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。（書留又は簡易書留にて受付期間内必着）

(4) 提出先

「14 問い合わせ先」とする。

(5) 参加資格審査結果通知

令和2年7月13日（月）に郵送及び電子メールにて通知する。

8 提案内容及び作成方法

(1) 提案内容

別表の評価基準に掲げる評価項目について提案を行うこと。

(2) 作成方法

ア 別表の評価基準に掲げる評価の視点及び提案書様式内の記載の要点を参考に作成すること。

イ 審査の公平性を確保する観点から、提案者の名称が特定できるような表現を使用しないこと。

ウ 原則として、A4縦長、両面横書きとする。なお、A3の資料がある場合はA4の大きさに三つ折りすること。

エ 様式ごとに仕切紙を挿入し、仕切紙には様式番号のインデックスを付けること。

オ 正本及び副本を作成するものとし、正本の表紙には、業務名と事業者名を記載し、副本の表紙には、業務名のみ記載し、事業者名は記載しないこと。

9 技術提案書の提出方法

(1) 受付期間

令和2年7月13日（月）から8月3日（月）午後5時まで

※ 持参する場合の時間は、本市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。（午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

提案書（様式9～様式19-2）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。（書留又は簡易書留にて受付期間内必着）

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(5) 提出先

「14 問い合わせ先」とする。

(6) 無効な提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(7) 辞退

参加申込書の提出後、辞退する場合は辞退届（様式20）を提出すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の内容についての説明及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時及び場所

日時及び場所は、次のとおりとする。なお、詳細な時間及び場所は、参加資格の審査結果と併せて通知する。

ア 日時

令和2年8月5日（水）時間未定

イ 場所

いわき市役所東分庁舎内を予定

(2) 実施方法

ア 実施時間は、1提案者につき説明時間を30分以内とし、質疑応答を20分程度とする。

イ 出席人数は、1提案者につき3名以内とする。

ウ 審査は非公開とし、提案者は説明の中で提案者の名称が特定できるような表現は

しないこと。

エ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。パワーポイント等を使用した説明も可能であるが、資料は技術提案書の内容を基本とし、提案書に記載されている以外の内容を盛り込むことは不可とする。

オ プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者にて用意すること。なお、本市が用意するスクリーン及びプロジェクターを使用することは可能であるが、事前の接続確認等を行うこと。

11 審査体制及び方法

(1) 審査体制

技術提案書の審査及び評価は、本市が設置する小中学校情報通信ネットワーク整備業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査方法

各提案者から提出された技術提案書を別表（評価基準）に基づき評価し、最低基準点（総合評価点の6割）以上で最も評価点の高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）として選定し、次いで評価の高い提案者を優秀提案者（次点候補者）として選定する。

また、最低基準点以上で評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査の結果、最低基準点以上の評価点を得た場合は、その提案者を最優秀提案者（受託候補者）として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、文書にて提案者全てに郵送で通知する。また、最優秀提案者（受託候補者）を市公式ホームページにおいて公表する。

12 契約の締結

(1) 契約の締結方法

本市と最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された技術提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく随意契約により、本業務の委託契約を契約する。（この協議によっては、提出された技術提案書の内容について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（受託候補者）との協議が整わなかった場合は、優秀提案者（次点候補者）との協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者等の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しない場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を内書きで記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

(3) 契約保証金

契約代金額の10分の1以上の額とする。ただし、いわき市財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 前金払い

いわき市財務規則第83条の2第1項の規定により契約代金額の40%以内の額とする。

13 留意事項

- (1) 技術提案に当たっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 1事業者につき1提案とし、複数提案は認めない。
- (3) 技術提案に関する提出書類の変更、差替又は再提出は認めない。
- (4) 技術提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 技術提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された技術提案書等の返却は行わない。
- (7) 技術提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (9) 技術提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本技術提案における提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (10) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、又はその恐れがある場合は、本市は当該提案者を技術提案に参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の技術提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (11) 本要領に定めのない事項は、協議により定める。

14 問い合わせ先

〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町4番地の8（いわき市役所東分庁舎3階）

いわき市教育委員会事務局 学校支援課

電話 0246-22-7594 FAX 0246-22-7591

電子メールアドレス gakkoshien@city.iwaki.lg.jp

(別表)

評価基準

番号	評価項目	評価の視点	配点	様式
1	業務実績	官公庁、一般企業等におけるネットワーク構築の業務に関して、十分な実績を有しているか。	10	様式 10
2	実施方針及び実施体制	<ul style="list-style-type: none">国の GIGA スクール構想、本市の現状及び方針を理解した実施方針となっているか。技術者の配置が適正であり、品質・工程・安全等の業務管理が適正に行える体制となっているか。	10	様式 11
3	地域貢献	市内業者を積極的に活用するなど地域経済への貢献を踏まえた計画となっているか。 ※市内業者とは、本店の所在地をいわき市に置く事業者を指す。	10	様式 12
4	安全管理	児童生徒、教職員及び学校関係者等の安全（新型コロナウイルス感染症対策を含む。）が確保される内容となっているか。	10	様式 13
5	ネットワーク構成	<ul style="list-style-type: none">1人1台端末の環境を踏まえ、必要な通信速度が確保されるネットワーク構成となっているか。不具合や故障の早期発見及び迅速な復旧が可能なネットワーク構成となっているか。ネットワーク機器の構成及び配置が適切であるか。	10	様式 14
6	セキュリティ対策	1人1台端末の環境を踏まえ、不正侵入や情報漏洩等のリスクに対応できるセキュリティが確保されているか。	10	様式 15
7	機器の仕様	<ul style="list-style-type: none">仕様書に示す機器の仕様を満たしているか。仕様以上の提案である場合は、その内容について評価する。	10	様式 16
8	設定及び動作試験	LAN ケーブル及びネットワーク機器について、設定及び動作試験の計画・方法が適切かつ具体的なものとなっているか。	10	様式 17
9	運用保守	<ul style="list-style-type: none">効率的かつ効果的な運用保守が実現可能であり、具体的な内容となっているか。運用保守に係る費用が妥当かつ経済的であるか。	10	様式 18
10	提案価格	最低提案価格÷提案価格×10 ※小数点以下切り捨て	10	様式19-1 様式19-2
総合評価点			100	

<採点基準>

基 準	採点方法
提案内容が仕様を満たしており、極めて優れている。	配点×1.0
提案内容が仕様を満たしており、優れている。	配点×0.8
提案内容が仕様を満たしている。	配点×0.6
提案内容が仕様を一部満たしていない。	配点×0.4
提案内容が仕様を満たしていない。	配点×0.2
提案内容の記載がない。	配点×0.0